

事業所における
健康診査実施に関するアンケート調査
報告書

長 崎 県 県 央 保 健 所
県央保健所地域・職域連携推進協議会

平成 25 年 3 月

第1章 調査概要

1. 調査目的

事業所における健康診断は労働安全衛生法第 66 条で事業主に義務付けられているものであり、従業員数 50 人以上の事業所においては、その実施について労働基準監督署に届出の義務がある。

しかし、長崎県内における 50 人以上事業所で働く従業員数は、県内総従業員数の 4 割程度しかない。県内総従業員数 6 割以上を占める 50 人未満事業所での健康診断実施状況は、具体的に把握できていないのが現状である。

平成 20 年度からスタートした特定健診・特定保健指導は、今年度が評価年度となっているが、どの保険者も目標達成に苦慮しているところであり、この制度が個人の健康づくりの契機となり、医療費適正化の最終目標を達成するためには、関係者のさらなる取り組みの工夫が必要である。

今年度、当所地域・職域連携推進協議会で特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を目指した協議を実施する際の資料とするために、50 人未満事業所を対象にしたアンケートを実施し、小規模の事業所における健康診査に関する意識を把握することを目的とする。

2. 実施主体

長崎県県央保健所

3. 調査協力機関

諫早労働基準監督署，諫早市商工会議所，大村市商工会議所，東彼商工会，
長崎県諫早・大村支部食品衛生協会

4. 調査対象

- 1) 従業員数 50 人未満の管内事業所（調査実施の際、対象事業所を従業員数で区分するのが困難な場合は、50 人以上の事業所も含めて実施し、集計の際に整理する。）

〔参考〕管内総事業所数 11,548 箇所（従業員数 50 人以上を含む）

諫早市	大村市	東彼杵町	川棚町	波佐見町	計
6,254	3,285	284	679	1,046	11,548

平成 18 年事業所・企業統計調査より

- 2) 管内全ての事業所に協力依頼するのは困難なので、今年度中に協力依頼が可能な範囲を対象として実施する。

5. 調査期間

平成 24 年 9 月 11 日～平成 25 年 1 月 31 日

6. 実施方法

- 1) 労働基準監督署、管内商工会議所（商工会）及び管内食品衛生協会に協力依頼し、各種研修会や説明会、会報紙等の送付の機会を捉え、調査協力を呼びかけた。
- 2) 研修会等の場合できる限り当日回収する。当日回収が難しい場合は、保健所あてにファクシミリでの回答を依頼した。会報紙に同封する場合は、ファクシミリでの回答とした。

【配布内訳】

研修会等名称	配布時期	開催地等	配布数
平成 24 年度全国労働衛生週間説明会	9 月 11 日	諫早市	78
商工会議所（商工会）会報紙	10～11 月	諫早市	1300
		大村市	1100
		東彼杵郡	1000
食品衛生責任者講習会（食協講習会）	10～11 月	諫早市	130
		大村市	146

- 3) 調査内容は、別紙アンケート用紙のとおり。

- 特定健診・特定保健指導の認知度および事業所健診の実施状況を把握した。
- 4) 結果の集計
結果の集計は、保健所で行った。
なお、結果については、 χ^2 (カイ二乗)検定を用いて有意差を検定した。
 - 5) その他
調査の実施に当たっては、平成 22 年 9 月に県南保健所が実施した「事業所における健康管理対策等アンケート調査報告書」を参考にした。

第2章 調査結果

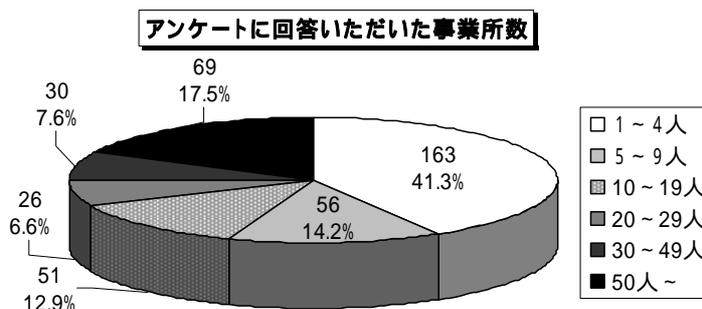
1. 調査票回収状況

従業員数 (人)	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	～50人 小計	50～	無回答	総計
回収数	163	56	51	26	30	326	69	1	396

今回の調査では、事業所規模による集計を行うため、従業員数が無回答である調査票は集計から除外した。**(有効回答数 395)**
回収率は、配布内訳ごとに算出。

配布内訳	回収率
衛生週間説明会	67.9%
会報紙による	4.4%
食協講習会	69.9%

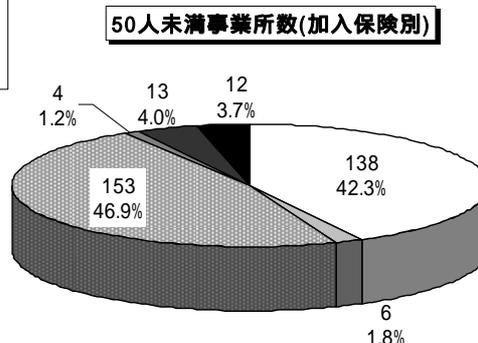
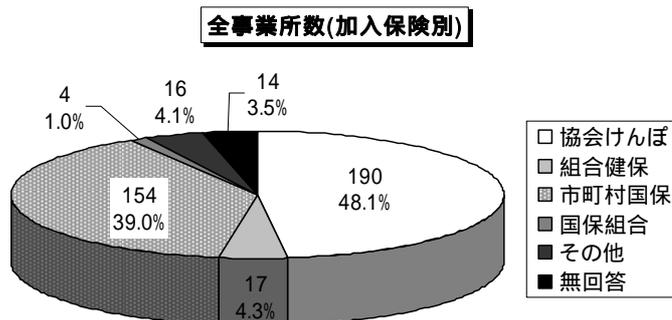
回答いただいた事業所は、1～4人の規模が最も多く163箇所(41.3%)、次いで50人以上の事業所が69箇所(17.5%)であった。



1) 加入保険による区分

加入保険区分では、全事業所では協会けんぽが最も多く190箇所(48.1%)、50人未満事業所では市町村国保が最も多く153箇所(46.9%)だった。

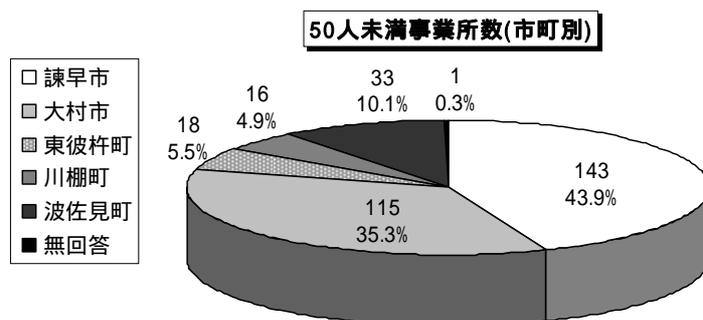
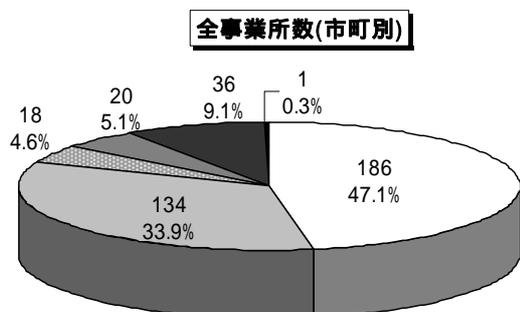
加入保険	従業員数区分(人)							総計
	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	～50小計	50～	
協会けんぽ	27	31	38	19	23	138	52	190
組合健保	3	1		2		6	11	17
市町村国保	117	20	10	2	4	153	1	154
国保組合	1		1	1	1	4		4
その他	8	2	2	1		13	3	16
無回答	7	2		1	2	12	2	14
総計	163	56	51	26	30	326	69	395



2) 市町による区分

市町区分では、諫早市が最も多く全事業所で186箇所(47.1%)、50人未満事業所で143箇所(43.9%)であった。

市町名	従業員数区分(人)							総計
	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	～50小計	50～	
諫早市	55	30	22	17	19	143	43	186
大村市	70	18	14	4	9	115	19	134
東彼杵町	12	3	0	2	1	18	0	18
川棚町	10	2	4	0	0	16	4	20
波佐見町	15	3	11	3	1	33	3	36
無回答	1	0	0	0	0	1	0	1
総計	163	56	51	26	30	326	69	395



3) 業種による区分

健康保険法では、業種によって健康保険加入の規制があるため、従業員別と加入保険別による集計を試みた。

従業員数による区分

飲食店・宿泊業が最も多く、全事業所で117箇所(29.6%)、50人未満事業所で114箇所(35.0%)であった。次いで、全事業所では製造業が多く91箇所(23.0%)、50人未満事業所では製造業及び卸売・小売業とともに53箇所(16.3%)であった。

業種	従業員数区分(人)							総計
	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	～50小計	50～	
農業	7	1	0	0	0	8	0	8
林業	0	0	0	0	0	0	1	1
漁業	1	0	0	0	0	1	0	1
鉱業	1	0	1	0	0	2	0	2
建設業	4	12	9	5	7	37	2	39
製造業	27	4	7	6	9	53	38	91
電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	1	0	1	3	0	3
情報通信業	0	0	0	0	0	0	1	1
運輸業	0	0	3	1	0	4	4	8
卸売・小売業	23	12	9	2	7	53	8	61
金融・保険業	1	1	2	0	0	4	0	4
不動産業	1	0	0	1	0	2	1	3
飲食店・宿泊業	76	18	12	6	2	114	3	117
医療・福祉業	1	3	2	3	1	10	5	15
教育・学習支援業	1	0	1	0	0	2	1	3
複合サービス業	0	0	0	0	1	1	0	1
サービス業	16	4	2	2	2	26	5	31
公務	2	0	0	0	0	2	0	2
分類不能	1	0	1	0	0	2	0	2
無回答	1	0	1	0	0	2	0	2
総計	163	56	51	26	30	326	69	395

加入保険による区分

協会けんぽでは製造業が最も多く、市町村国保では、飲食店・宿泊業が最も多かった。

業種	従業員数区分(人)						総計
	協会けんぽ	組合健保	市町村国保	国保組合	その他	無回答	
農業			6	1		1	8
林業	1						1
漁業			1				1
鉱業	2						2
建設業	33		2	2	2		39
製造業	55	10	19		4	3	91
電気・ガス・熱供給・水道業	3						3
情報通信業	1						1
運輸業	7					1	8
卸売・小売業	29	3	25		2	2	61
金融・保険業	4						4
不動産業	3						3
飲食店・宿泊業	21	2	83		6	5	117
医療・福祉業	12	1		1		1	15
教育・学習支援業	2				1		3
複合サービス業			1				1
サービス業	15	1	14			1	31
公務			1		1		2
分類不能	2						2
無回答			2				2
総計	190	17	154	4	16	14	395

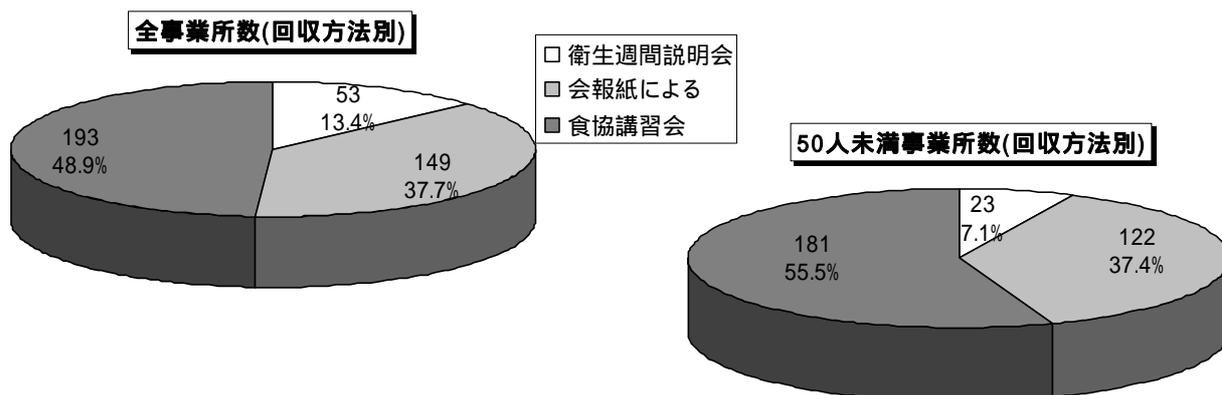
4) 回収方法による区分

今回、いくつかの団体に協力していただき調査を実施しているが、その回収方法により結果に違いがあるかどうか分析するため、回収方法による結果集計も試みた。

従業員数による区分

回収方法別の事業所数は、食協講習会が最も多く全事業所で 193 箇所(48.9%)、50 人未満事業所で 181 箇所(55.5%)であった。

回収方法	従業員数区分(人)								総計
	1~4	5~9	10~19	20~29	30~49	~50小計	50~		
衛生週間説明会	0	3	8	3	9	23	30	53	
会報紙による	43	26	26	15	12	122	27	149	
食協講習会	120	27	17	8	9	181	12	193	
総計	163	56	51	26	30	326	69	395	

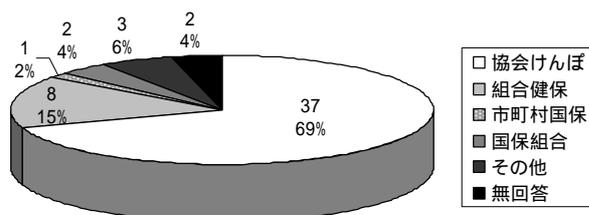


加入保険による区分

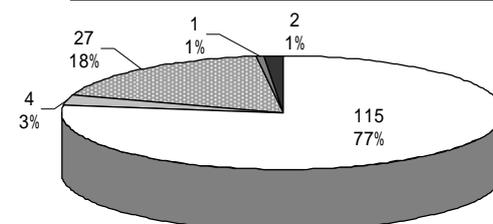
回収方法別で加入保険毎に集計した。衛生週間説明会と会報紙による回収では協会けんぽが最も多く、食協講習会では市町村国保が最も多かった。

回収方法	加入保険区分						総計
	協会けんぽ	組合健保	市町村国保	国保組合	その他	無回答	
衛生週間説明会	37	8	1	2	3	2	53
会報紙による	115	4	27	1	2	0	149
食協講習会	38	5	126	1	11	12	193
総計	190	17	154	4	16	14	395

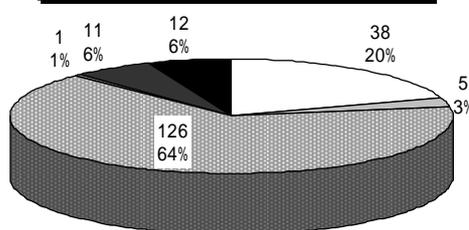
衛生週間説明会で回収した事業所数(保険区分)



商工会等会報紙で回収した事業所数(保険区分)



食協講習会で回収した事業所数(保険区分)



業種による区分

回収方法別で業種毎に集計した。衛生週間説明会と会報紙による回収では製造業が最も多く、食協講習会では飲食店・宿泊業が最も多かった。

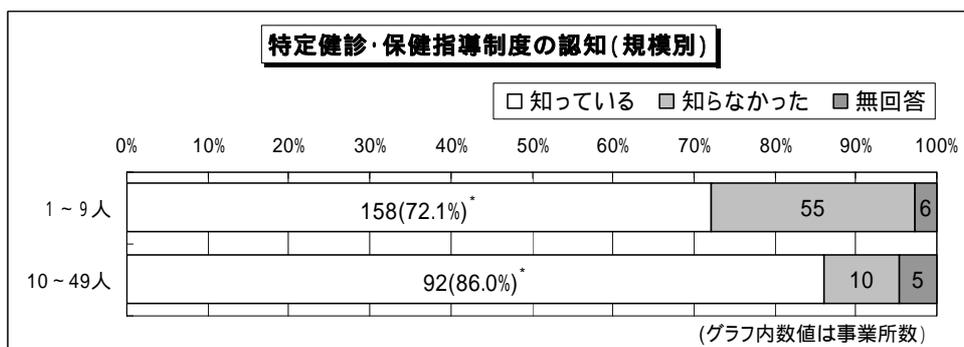
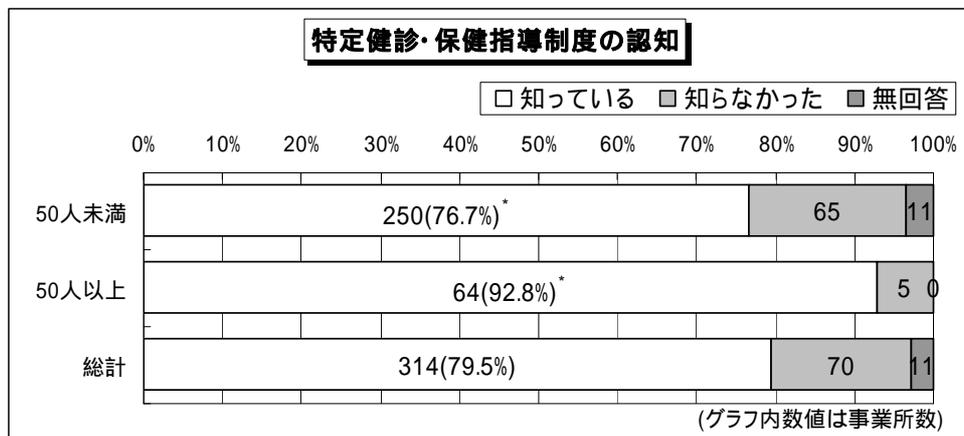
業種	回収方法			総計
	衛生週間説明会	会報紙による	食協講習会	
農業	0	1	7	8
林業	1	0	0	1
漁業	0	0	1	1
鉱業	1	1	0	2
建設業	9	30	0	39
製造業	23	41	27	91
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	0	3
情報通信業	1	0	0	1
運輸業	3	4	1	8
卸売・小売業	4	25	32	61
金融・保険業	0	4	0	4
不動産業	0	3	0	3
飲食店・宿泊業	1	4	112	117
医療・福祉業	4	10	1	15
教育・学習支援業	1	2	0	3
複合サービス業	0	0	1	1
サービス業	3	19	9	31
公務	0	1	1	2
分類不能	1	1	0	2
無回答	0	1	1	2
総計	53	149	193	395

2. 調査結果

1) 特定健診・特定保健指導制度に対する認知度について

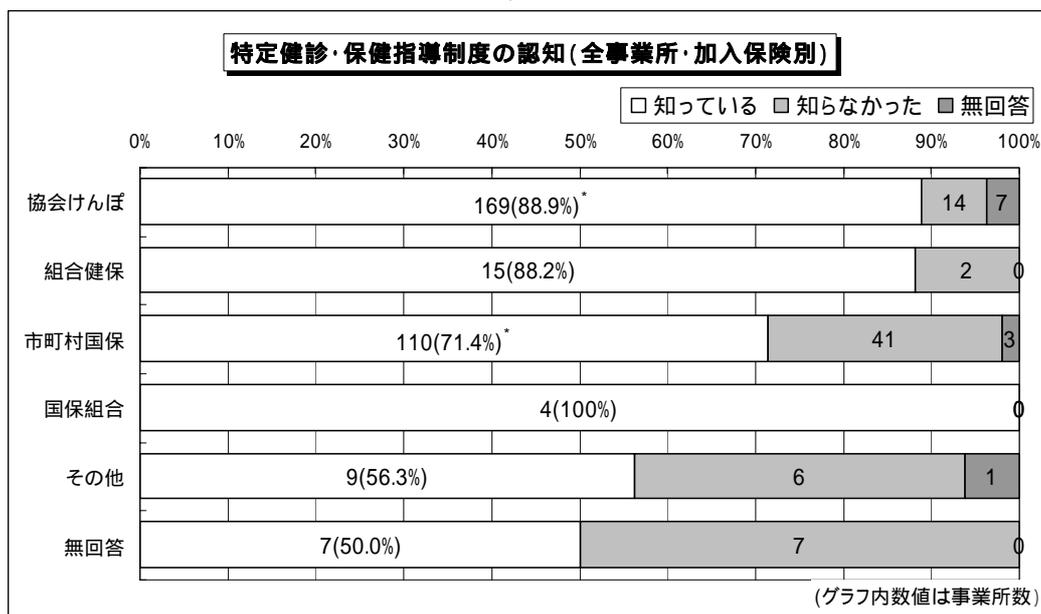
事業所規模による認知度

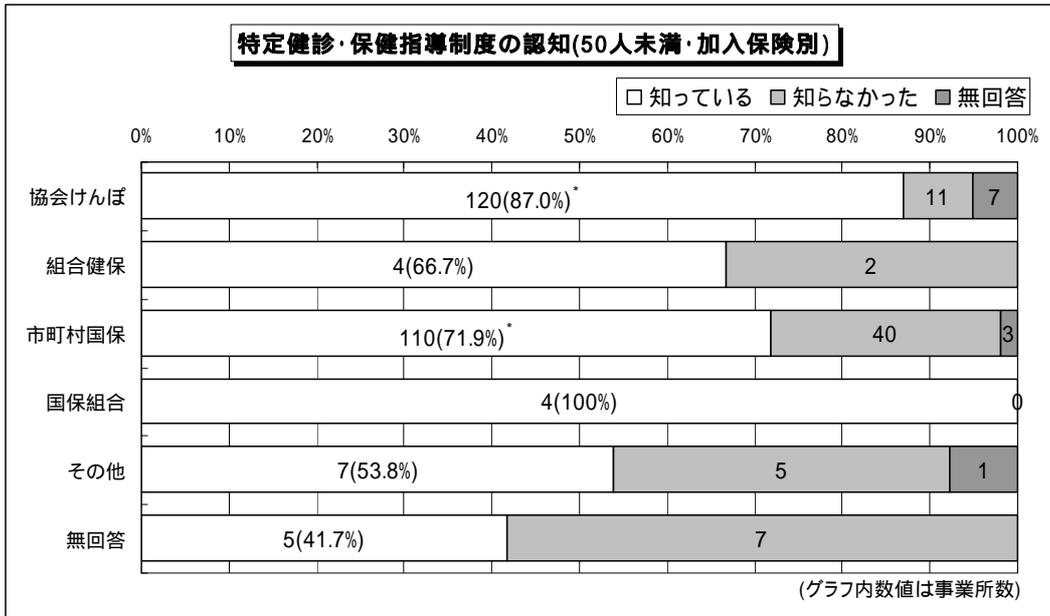
平成 20 年度よりスタートした特定健診・特定保健指導の制度を認知している事業所は、50 人以上事業所で 64 箇所(92.8%)、50 人未満事業所で 250 箇所(76.7%)であった。50 人以上事業所は 50 人未満事業所に比べて、 $p<0.01$ で有意に認知度が高い結果となった。また、10 人未満事業所は 10～49 人事業所に比べて $p<0.01$ で有意に認知度が低かった。



加入保険別による認知度

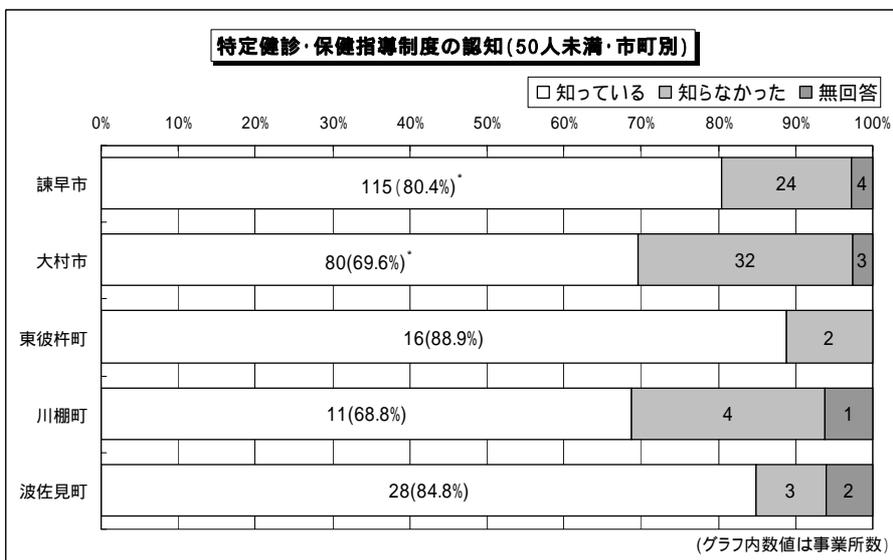
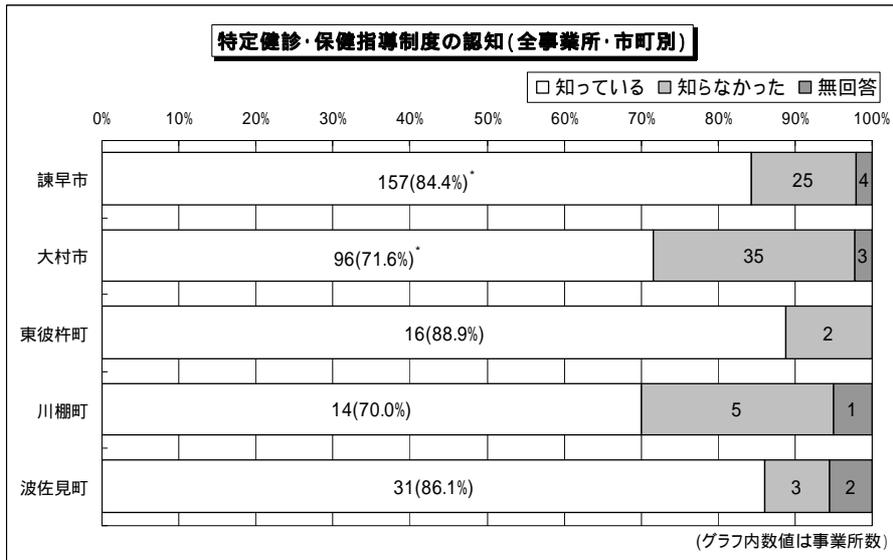
加入保険別による認知度を事業所規模による区分で比較した。国保組合に加入する事業所は 4 箇所が全て認知していた。協会けんぽと市町村国保では事業所規模に関係なく、協会けんぽの方が市町村国保に比べて $p<0.01$ で有意に認知度が高い結果となった。





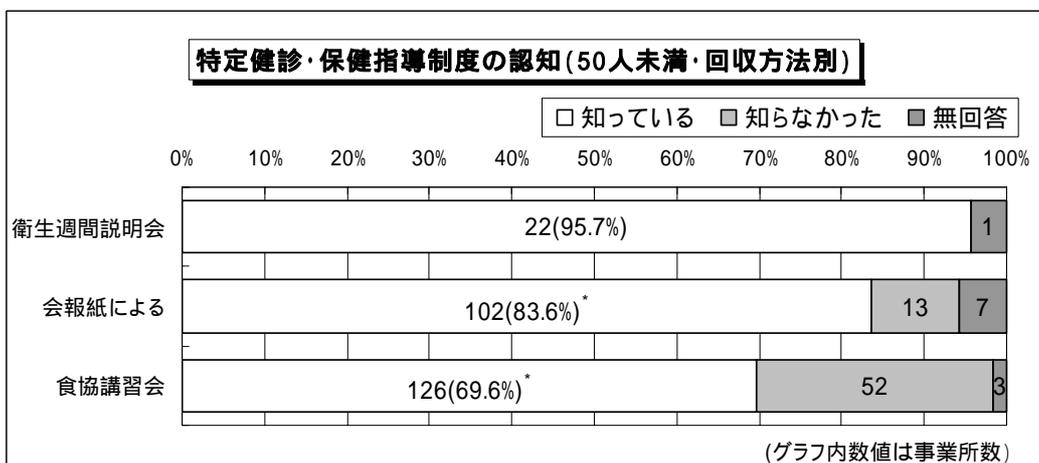
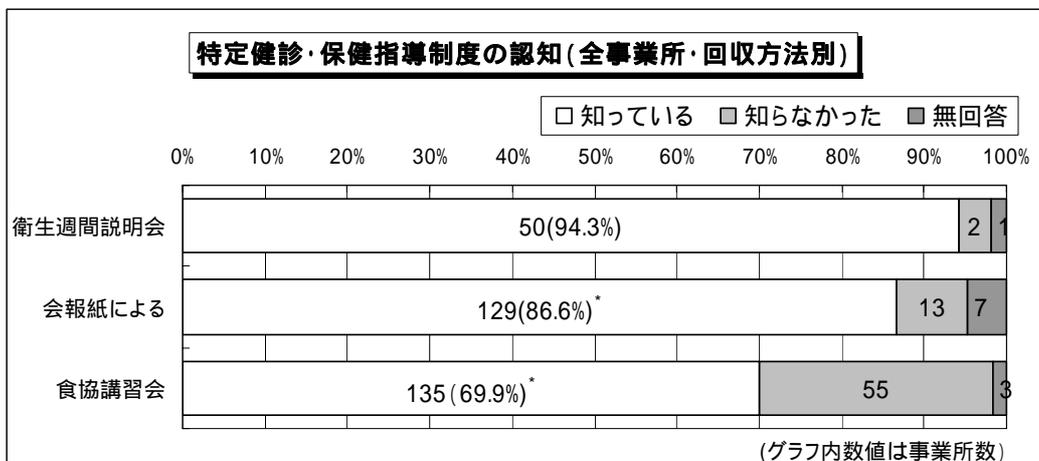
市町別による認知度

市町別による認知度を事業所規模による区分で比較した。東彼杵郡3町では、回答数が少なかったため差の検定は行えなかったが、諫早市と大村市で比較してみると、全事業所では $p < 0.01$ 、50人未満事業所では $p < 0.05$ で諫早市の方が大村市に比べて有意に認知度が高い結果となった。



回収方法別による認知度

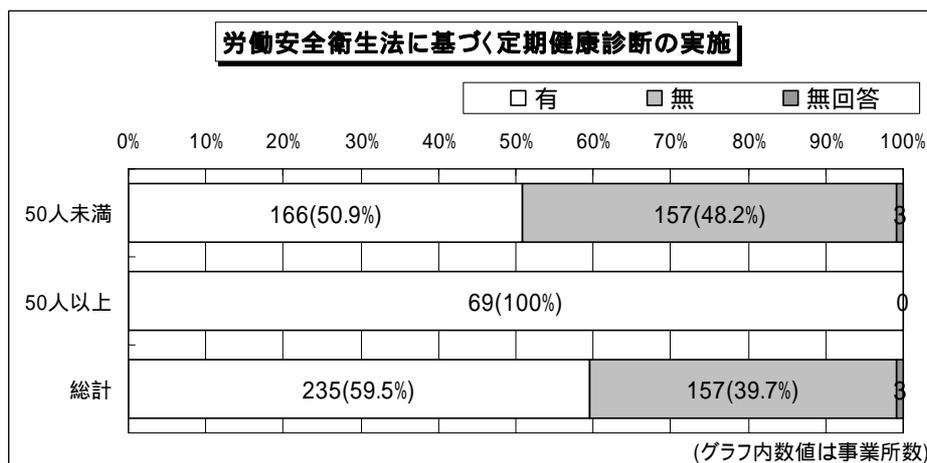
回収方法別による認知度を事業所規模による区分で比較した。最も認知度が高かったのは全基連セミナーによる回収であったが、回答数が少なかったため差の検定は行えなかった。会報紙による回収と食協講習会での回収を比較してみると、事業所規模に関係なく、 $p < 0.01$ で会報紙による回収が食協講習会での回収に比べて有意に認知度が高い結果となった。

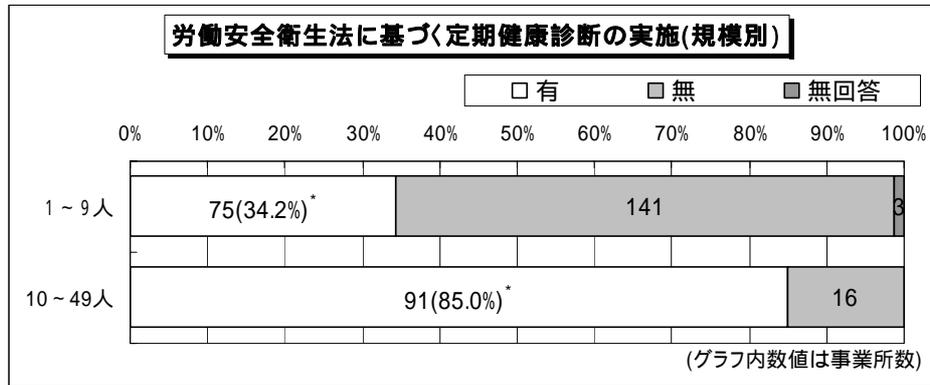


2) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の実施について

事業所規模による実施率

労働安全衛生法に基づく定期健康診断もしくは協会けんぽの生活習慣病予防健診を実施している事業所は、50人以上事業所で66箇所(100%)、50人未満事業所で166箇所(50.9%)であった。50人未満事業所では、10人未満事業所が10~49人事業所に比べて有意に実施率が低かった。

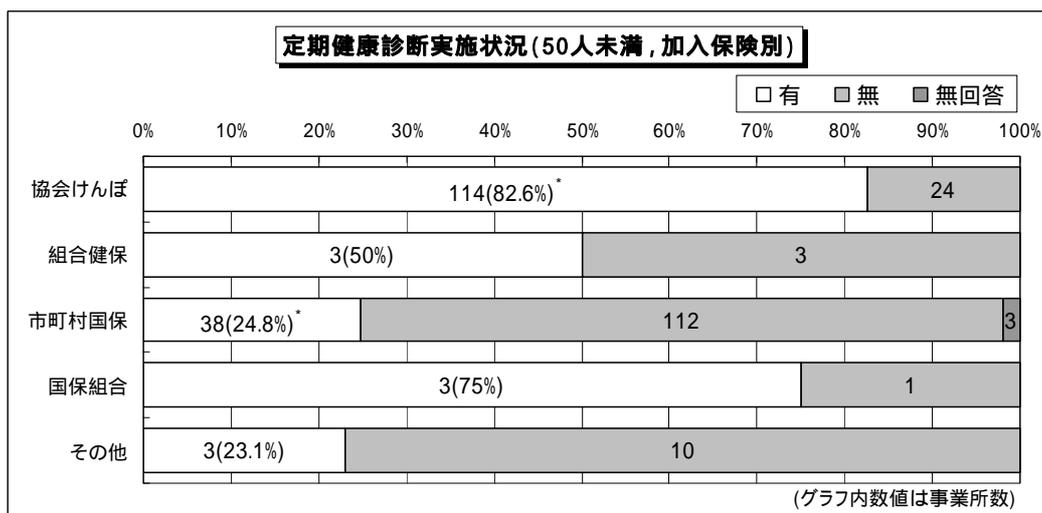
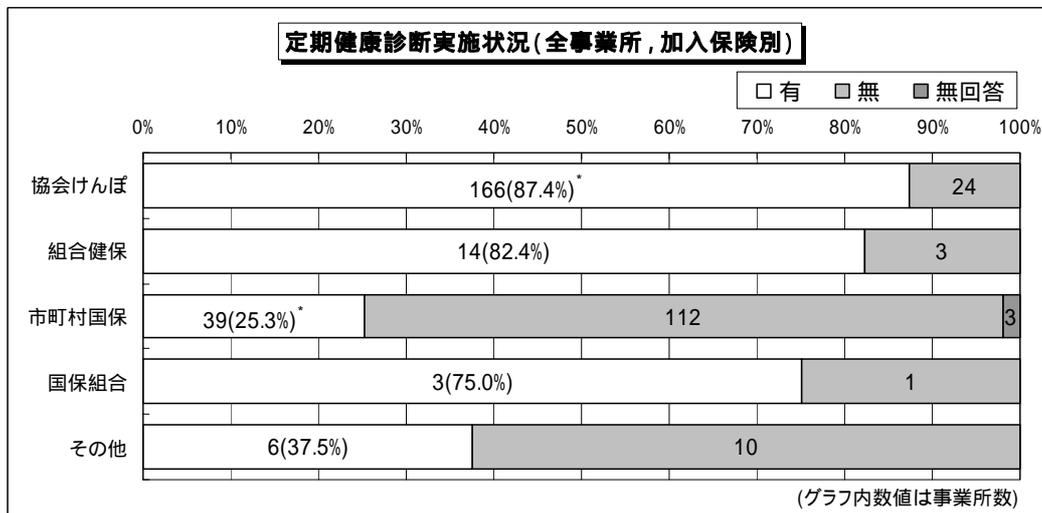




加入保険別による実施率

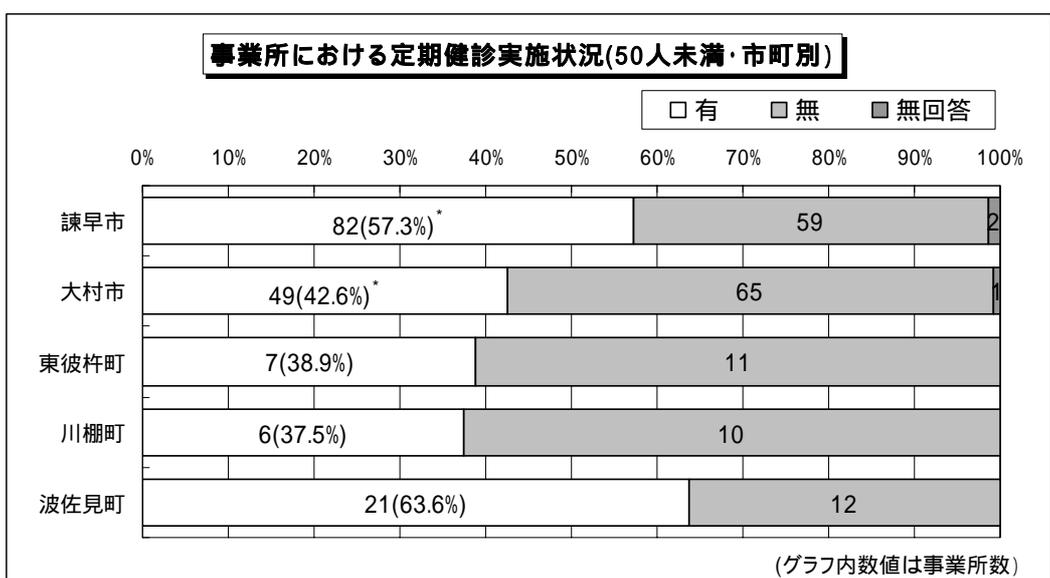
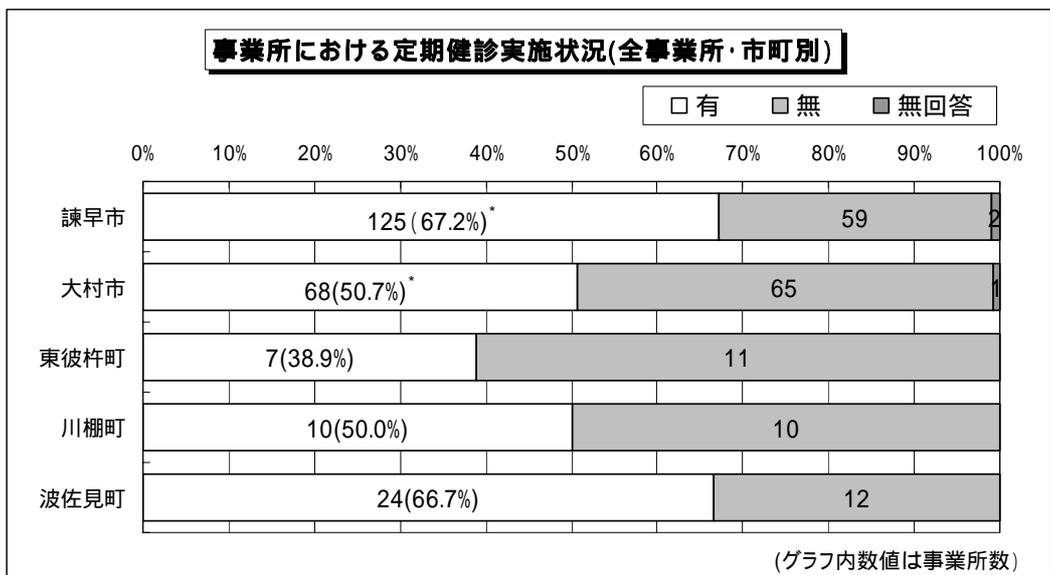
加入保険別による実施率を事業所規模による区分で比較した。協会けんぽに加入する事業所がもっとも実施率が高かった。

有意差の検定は、協会けんぽと市町村国保では事業所規模に関係なく、協会けんぽの方が市町村国保に比べて $p < 0.01$ で有意に実施率が高い結果となった。



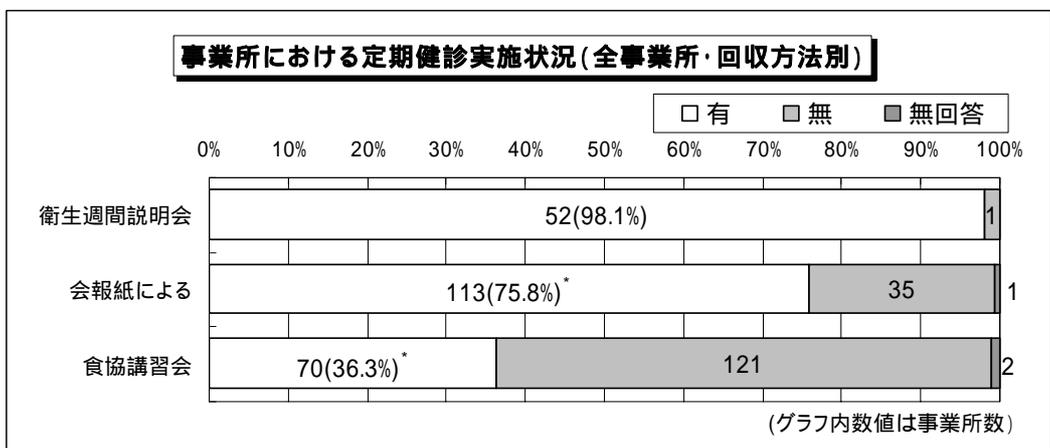
市町別による実施率

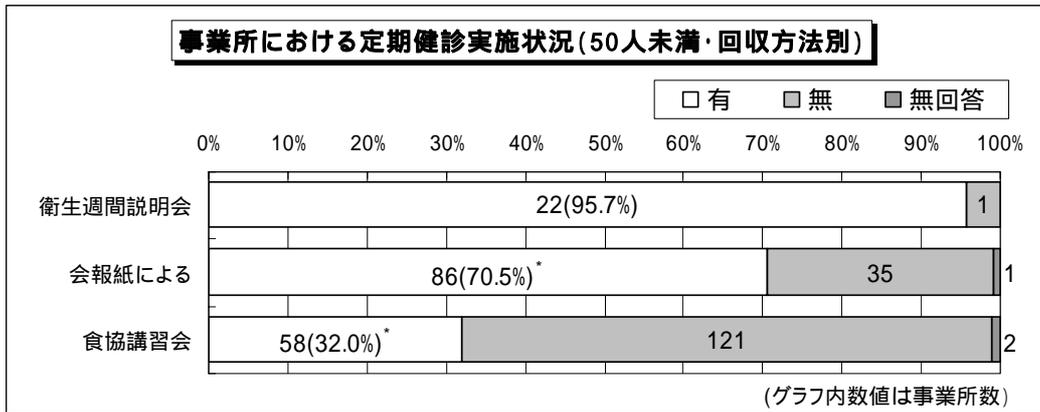
市町別による実施率を事業所規模による区分で比較した。東彼杵郡3町では、回答数が少なかったため差の検定は行えなかったが、諫早市と大村市で比較してみると、全事業所では $p < 0.01$ 、50人未満事業所では $p < 0.05$ で諫早市の方が大村市に比べて有意に実施率が高い結果となった。



回収方法別による実施率

回収方法別による実施率を事業所規模による区分で比較した。最も認知度が高かったのは全基連セミナーによる回収であったが、回答数が少なかったため差の検定は行えなかった。会報紙による回収と食協講習会での回収を比較してみると、事業所規模に関係なく、 $p < 0.01$ で会報紙による回収が食協講習会での回収に比べて有意に実施率が高い結果となった。

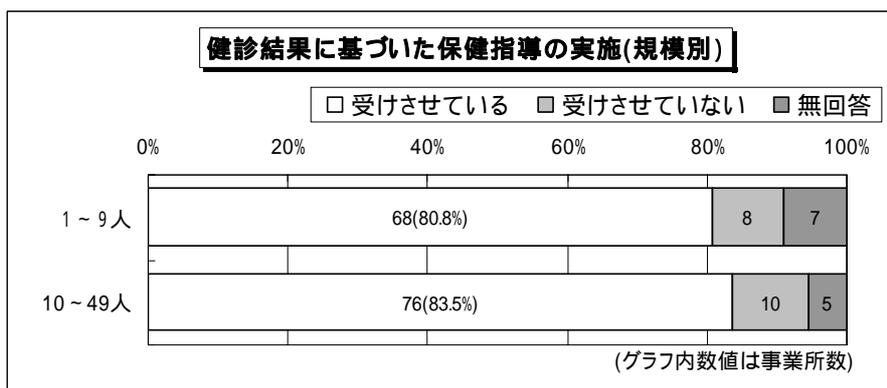
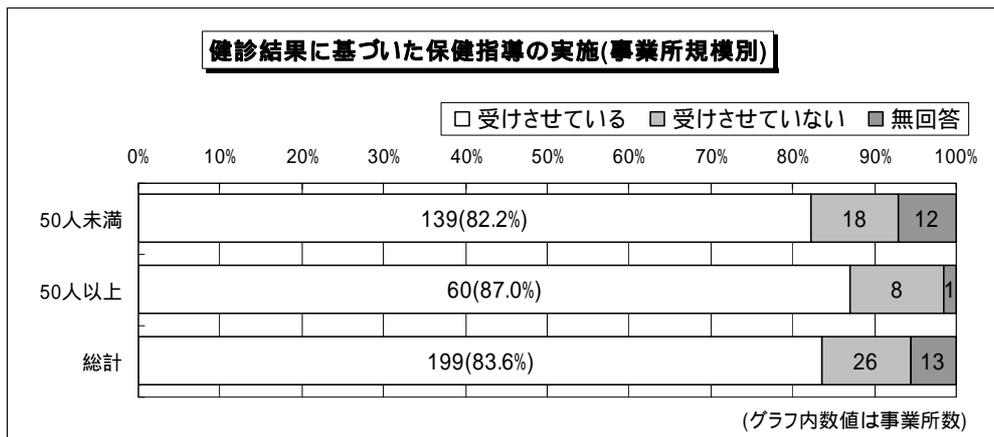




3) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等を実施している事業所の保健指導実施状況について

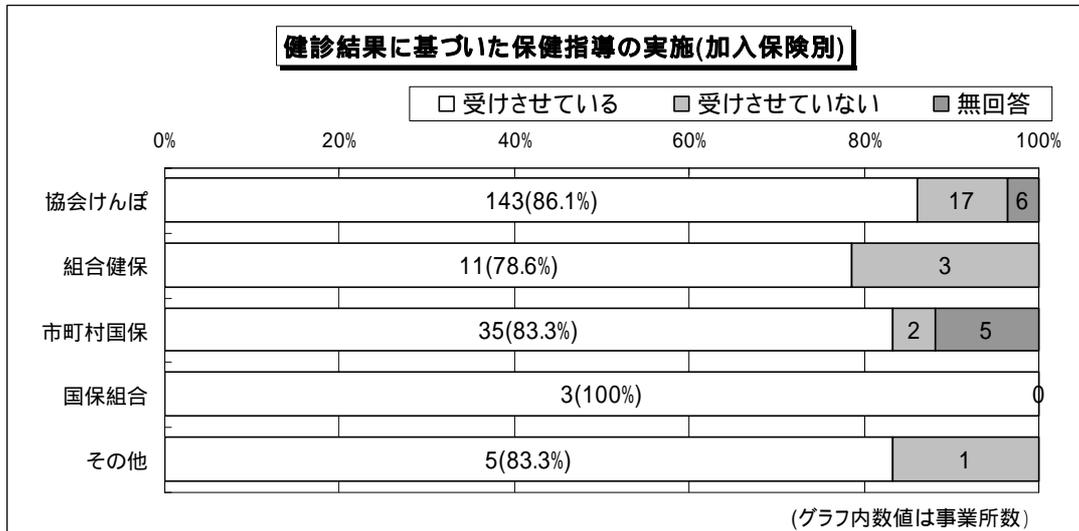
事業所規模による保健指導実施率

問2で健診を「実施している」と回答したうち、保健指導を受けさせている事業所は50人以上で60箇所(87.0%)、50人未満で139箇所(82.2%)であり、両者間に有意差は認められなかった。10人未満、10~49人でも有意差は見られなかった。



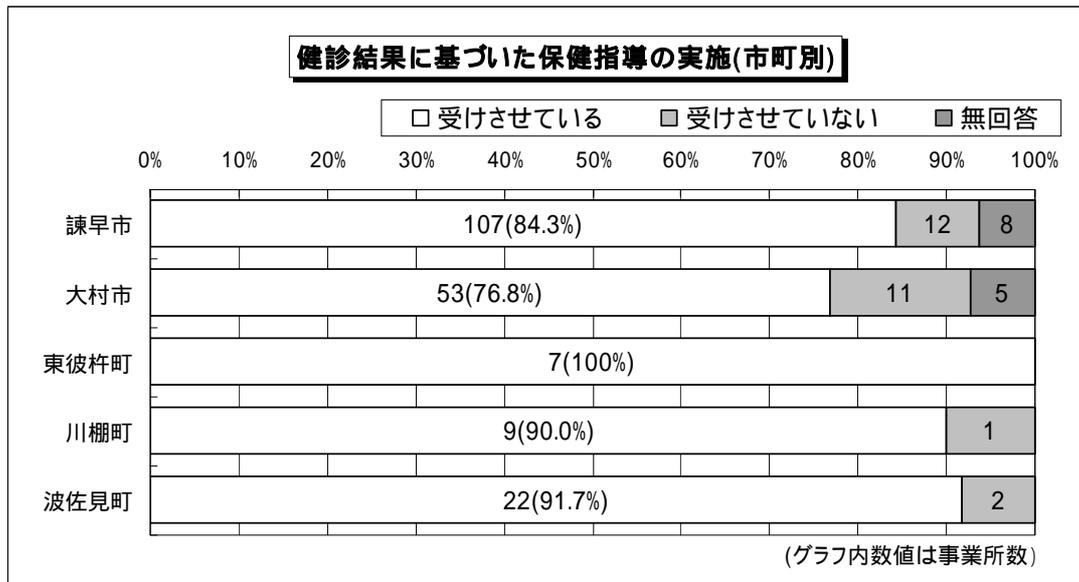
加入保険別による保健指導実施率

加入保険別による保健指導実施率を比較した。実施率は協会けんぽがもっとも高かったが、全ての加入保険間に有意差は認められなかった。



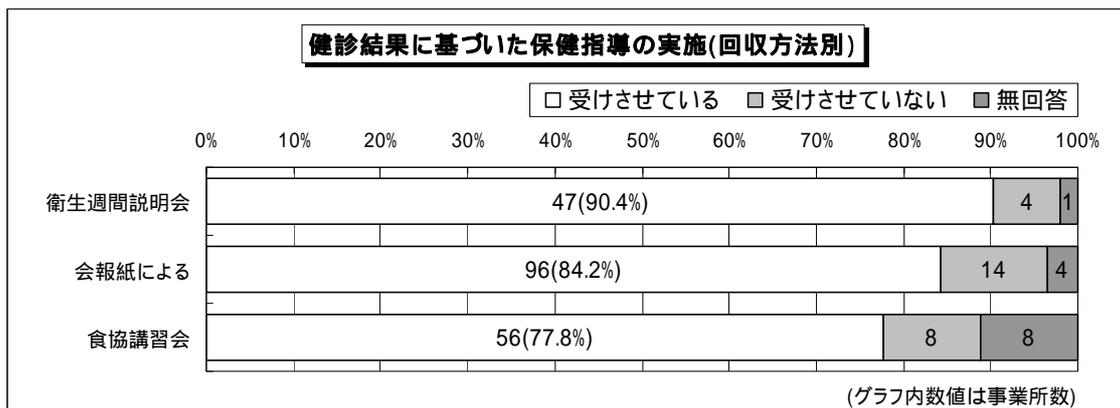
市町別による実施率

市町別による実施率を事業所規模による区分で比較した。
市町間では有意差は認められなかった。

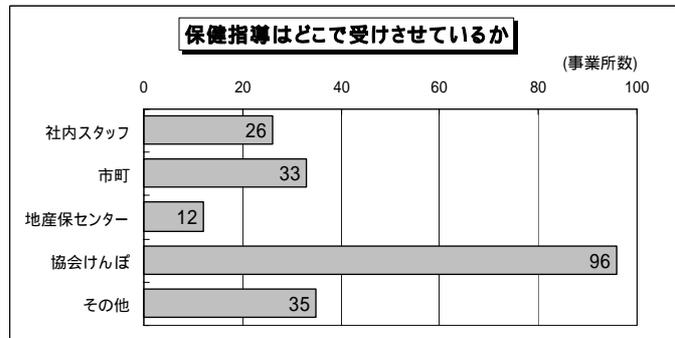


回収方法別による保健指導実施率

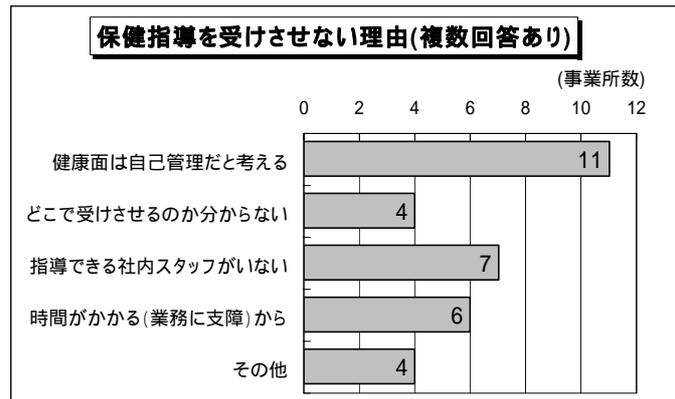
回収方法別による保健指導実施率を比較した。衛生週間説明会が最も高かったが、全ての回収方法で有意差は認められなかった。



保健指導の実施機関について
保健指導を受けさせる機関について、協会けんぽが最も多く 96 箇所、次いで市町で 33 箇所であった。



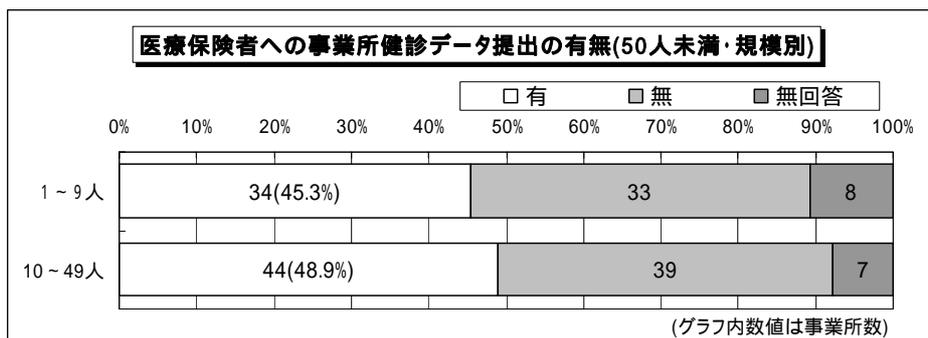
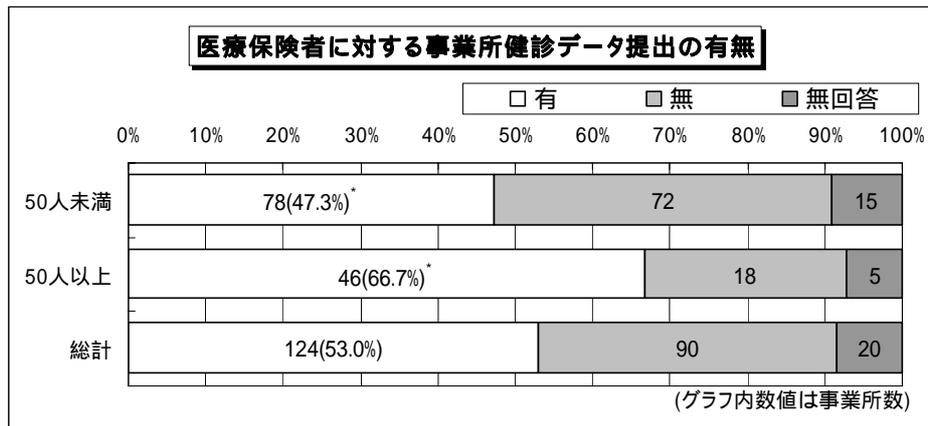
保健指導を受けさせない理由について
保健指導を受けさせない理由について複数回答を求めた結果、最も多かった理由は「健康面は自己管理だと考える」で 11 箇所だった。



4) 医療保険者（国保・協会けんぽ等）への事業所健診データの提出について

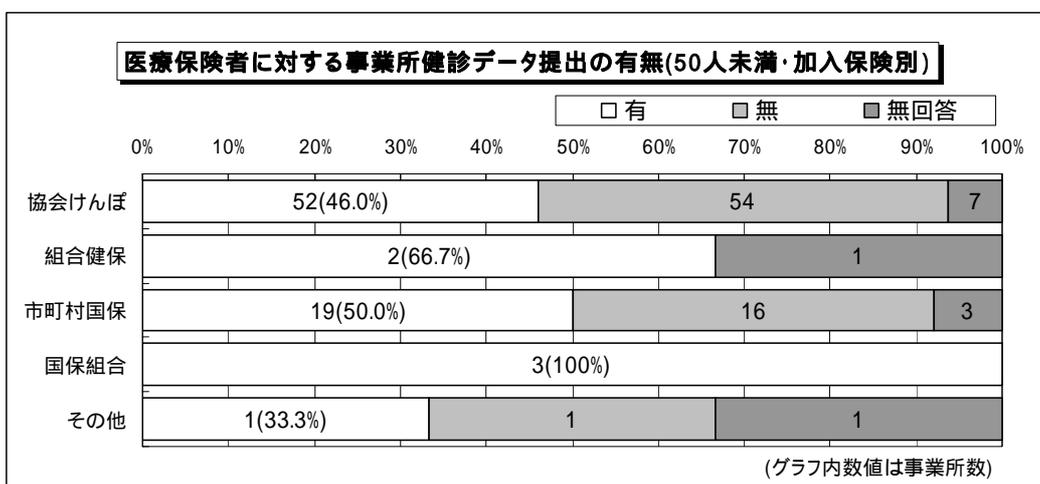
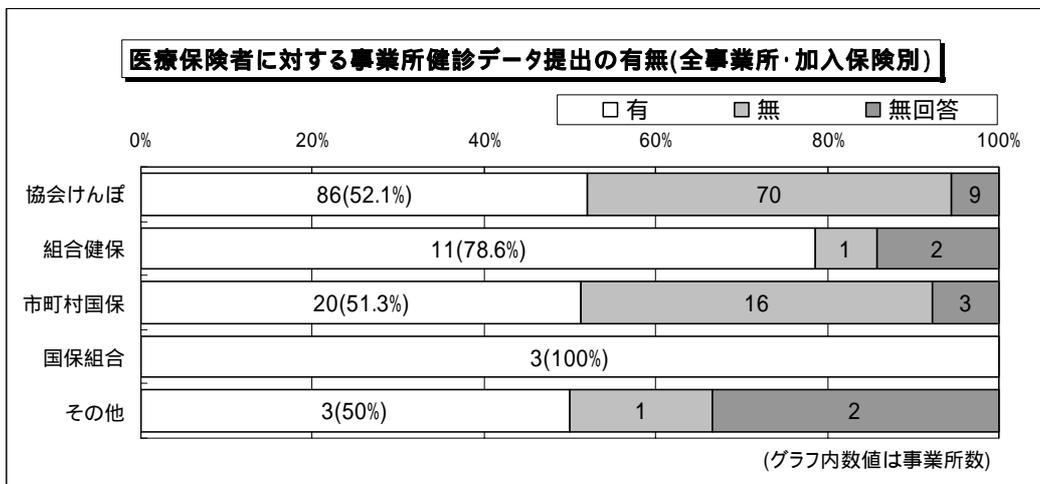
事業所規模による健診データ提出率

問 2 で健診を「実施している」と回答したうち、医療保険者へ健診データを提出している事業所は、50 人以上で 46 箇所(66.7%)、50 人未満で 78 箇所(47.3%)であり、50 人以上の事業所の提出率の方が 50 人未満より $p < 0.01$ で有意に高い結果となった。しかし、10 人未満、10～49 人では有意差は見られなかった。



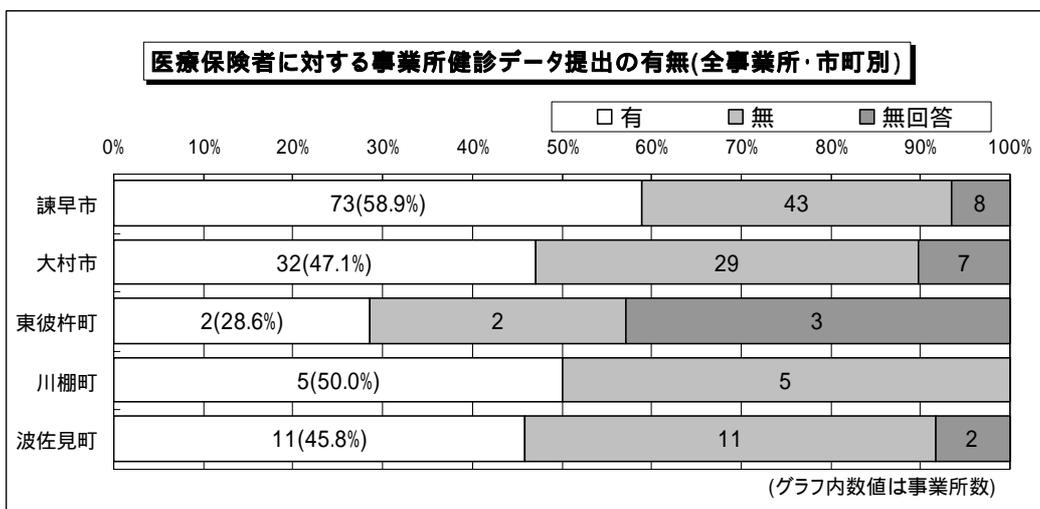
加入保険別による健診データ提出率

加入保険別による健診データ提出率を事業所規模で比較した。この質問は、他の項目に比べて無回答率が高かった。また、事業所規模に関わらず、国保組合、組合健保は比較的高い提出率であったが、協会けんぽや市町村国保では5割程度の提出となっている。ただ、すべての加入保険間で有意差は認められなかった。

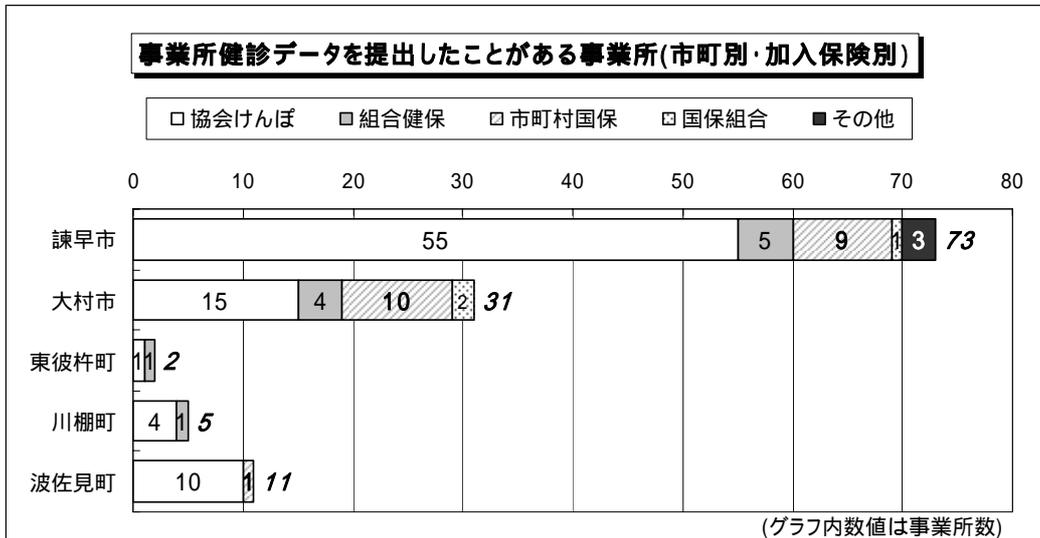


市町別による健診データ提出率

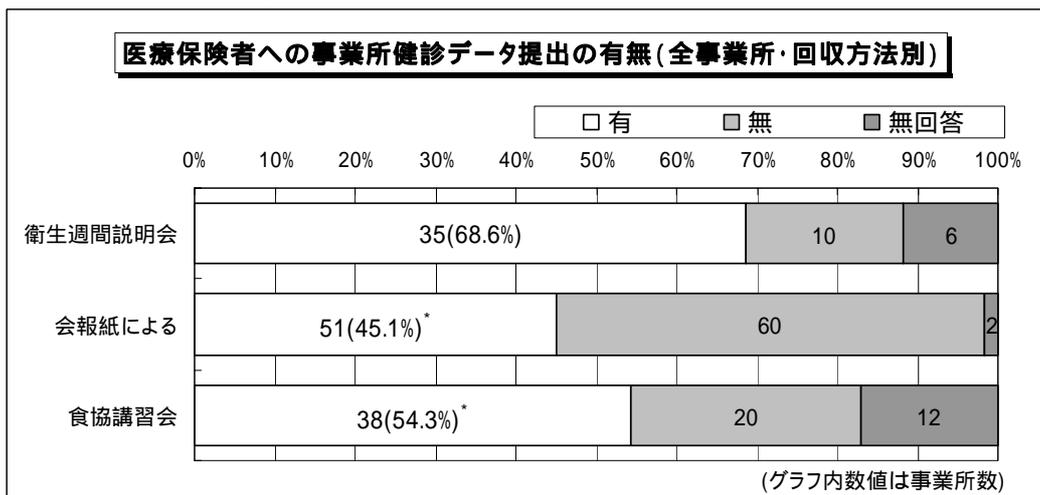
市町別による健診データ提出率を比較した。市町間で有意差は認められなかった。



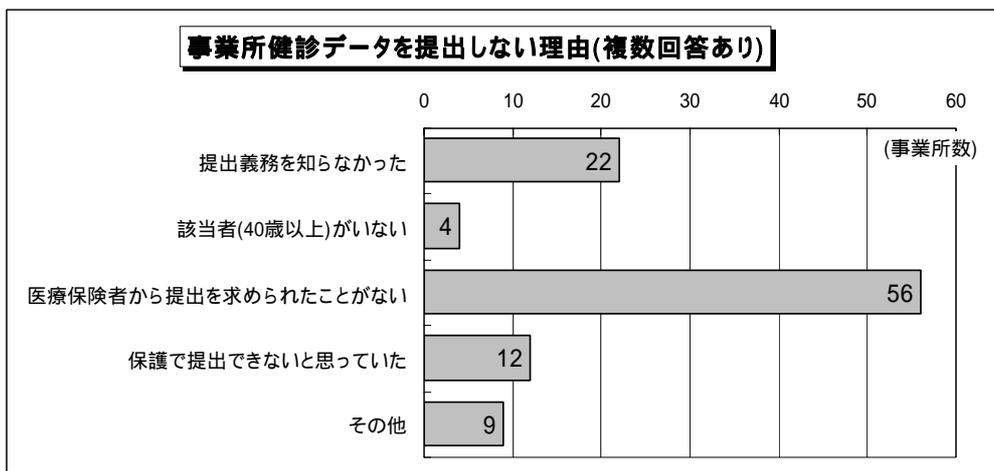
データを提出したことのある事業所を市町別・加入保険ごとに集計してみた。市町村国保にデータを提出している事業所は大村市で最も多く10箇所だった。



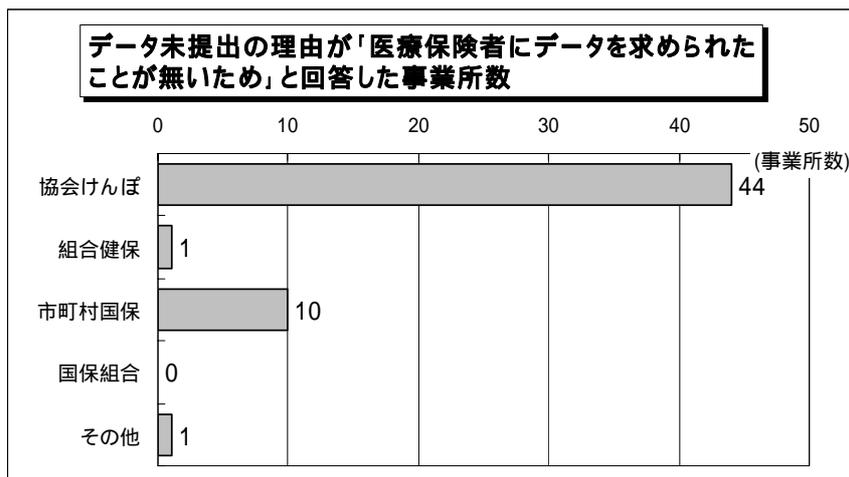
回収方法別による健診データ提出率
 回収方法別による健診データ提出率を比較した。事業所規模に関わらず全基連セミナーが最も高かった。
 会報紙による回収と食協講習会では、事業所規模に関わらず、食協講習会の方が会報紙による回収よりも $p < 0.05$ で有意に高い結果となった。



健診データを提出しない理由について
 健診データを提出しない理由について、複数回答を求めた結果、最も多かったのは「医療保険者から提出を求められたことがない」で 56 箇所だった。



また、医療保険者から提出を求められたことがないと回答した事業所の加入保険を分類したところ、協会けんぽが最も多く44箇所だった。



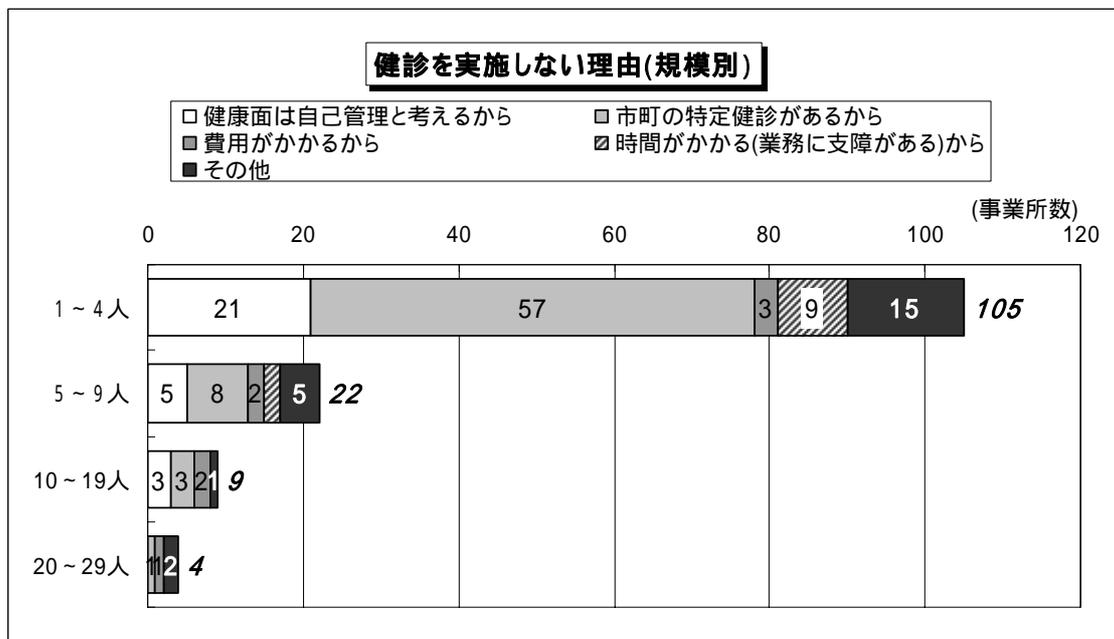
5) 健診を実施しない理由について

健診未実施の事業所はすべて50人未満事業所だったので、規模による分類は行っていない。また、実施しない理由について1つを選ぶように設問しているが、回答を複数選んだ事業所も集計からは外している。

その結果、健診を実施しない事業所140カ所はすべてが30人未満の事業所であった。

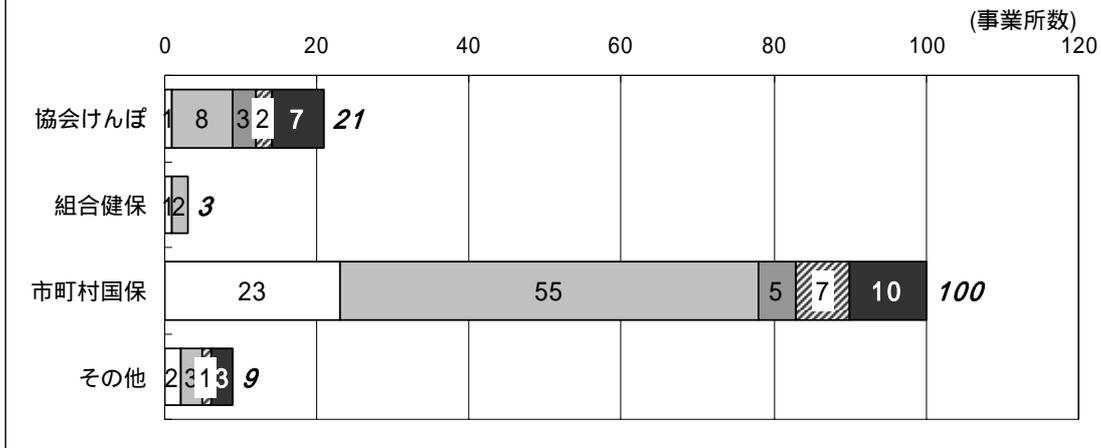
各区分による集計で有意差は確認できなかったが、全体では「市町の特定健診があるから」を理由に健診を実施しない事業所が68箇所(49.3%)であり、5人未満の事業所が最も多く57箇所だった。

また、「時間がかかる(業務に支障がある)から」と回答したのは、すべてが10人未満事業所であった。



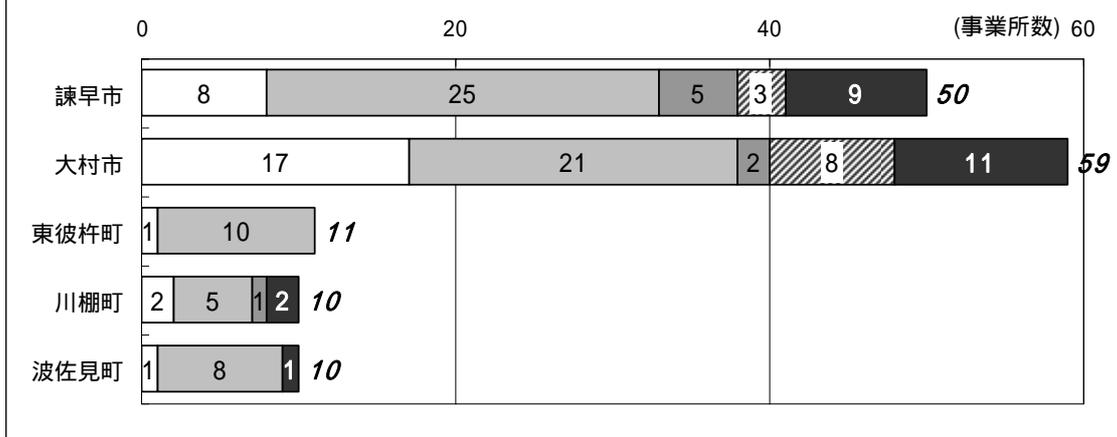
健診を実施しない理由(保険者別)

- 健康面は自己管理と考えるから
- 費用がかかるから
- その他
- 市町の特定健診があるから
- ▨ 時間がかかる(業務に支障がある)から



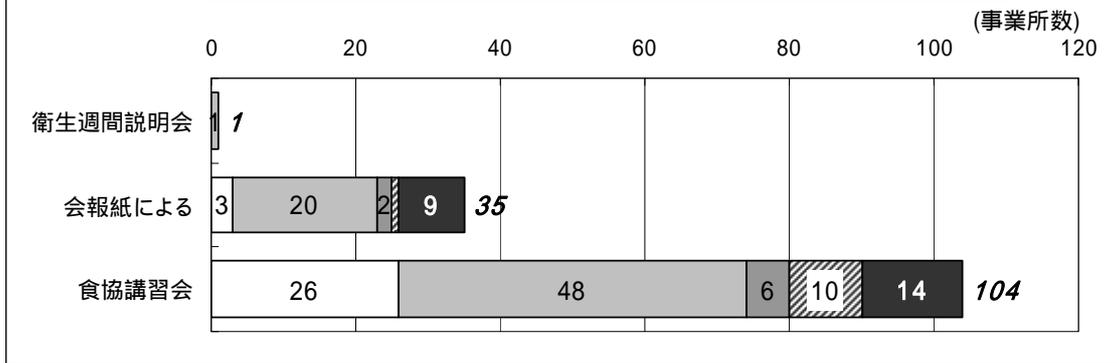
健診を実施しない理由(市町別)

- 健康面は自己管理と考えるから
- 費用がかかるから
- その他
- 市町の特定健診があるから
- ▨ 時間がかかる(業務に支障がある)から

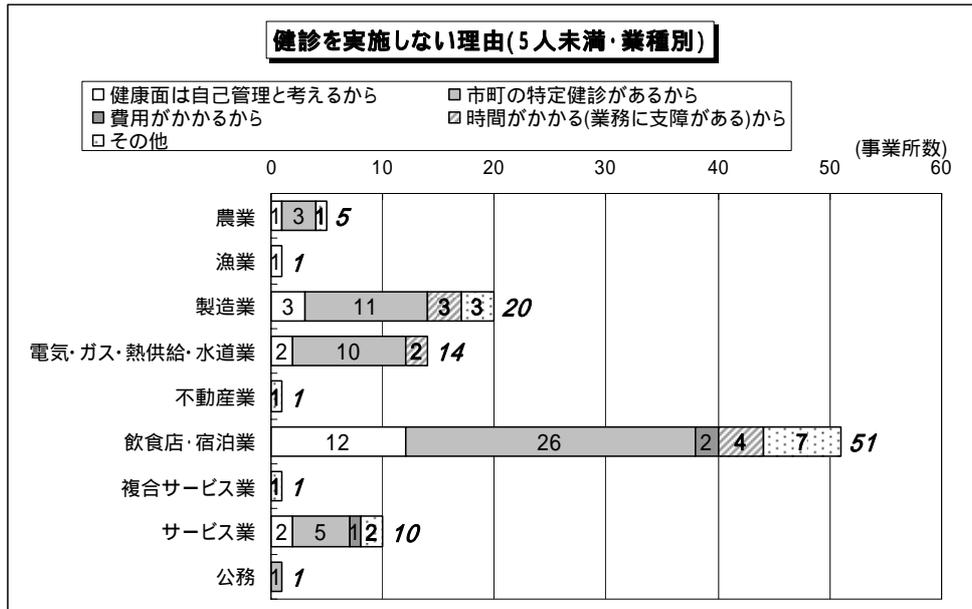


健診を実施しない理由(回収方法別)

- 健康面は自己管理と考えるから
- 費用がかかるから
- その他
- 市町の特定健診があるから
- ▨ 時間がかかる(業務に支障がある)から



また、健診を実施しないと回答した5人未満の事業所は飲食店が最も多く51箇所、次いで製造業の20箇所であった。



第3章 考察

この調査は、県央保健所地域・職域連携推進協議会委員の職域等の協力のもと実施したが、それぞれの職域における健康診査に関する課題を分析し、今後の活動の方向付けを行う資料とするために、「事業所規模」「市町」「加入保険」「調査票の回収方法」別に結果を分析した。その分析結果で有意差についてまとめたのが別表である。

この表から、特定健診・特定保健指導制度の認知及び事業所健診実施率には一定の傾向がみられることが分かった。しかし、保健指導実施率はどの分類においても有意差を確認することができなかった。保健指導に関しては、事業所の規模や加入保険等に関係なく、健診を実施している事業所は概ね保健指導まで実施しているようである。

【別表】分類別に見た有意差検定結果

分類	制度認知	健診実施率	保健指導率	データ提出率
事業所規模	小規模ほど↓	小規模ほど↓	-	小規模ほど↓
市町	諫早市 > 大村市	諫早市 > 大村市	-	-
加入保険	協会けんぽ > 市町国保	協会けんぽ > 市町国保	-	-
回収方法	会報紙 > 食協	会報紙 > 食協	-	食協 > 会報紙

見えてきた課題

- 5人未満事業所の実態
関係法令で把握が困難な
事業所への周知方法
- 事業主(雇用主)に対する
健診の重要性の周知徹底
- 健診実施率が低いと思われる業種に
ターゲットを絞った働きかけ

今回、管内の50人未満事業所の健康診査に関する意識を把握することを目的に調査を実施した。

この調査を実施するにあたり、一昨年、県南保健所が実施した「事業所における健康管理対策等アンケート調査報告書」の内容を参考にしたが、双方の結果には同様の傾向が見られ、規模が小さい事業所ほど特定健診・特定保健指導の認知度が低く、事業所健診の実施率が低かった。このことは、規模が小さい事業所の事業主ほど、従業員の健康管理を行うことが労働安全衛生法に義務付けられていることを認識している者が少ないと推測される。

また、「健診を実施しない理由」に「時間がかかる(業務に支障がある)から」と回答した11事業所のすべてが10人未満事業所であったことから、小さな事業所ほど労働力に制限があり、健診を実施するだけの時間的・経済的余力が少ないことを示唆させる。さらに、5人未満の事業所で健診を実施していない業種は最も多いのが飲食店・宿泊業であったが、今後、健診受診の普及啓発を行う際には、業種を絞り込んだ働きかけも効果的と思われる。

この調査結果を基に、2月27日県央保健所地域・職域連携推進連絡協議会で検討を行い、まずは、「50人未満(特に5人未満)事業所に対して、各業種が組織する団体に協力を得て、健診受診への普及啓発を行っていく必要がある」との結論に達した。また、今後も各委員が所属する機関の会報紙等も有効に活用していきたい。さらに、保健所と労働基準監督署が連携を取りながら、お互いの立場を活かしながら、効果的な情報提供を行っていききたい。今後も、この協議会で有機的な検討を行っていきことで、管内の健診受診率が向上し健康的な住みやすい町づくりが推進されることを期待したい。

地域・職域連携で取り組めるもの

- 各業種が組織する団体を活用した
普及啓発
- 各機関の会報紙等の活用
- 保健所(地域)と労働基準監督署(職域)の連携